「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 高津川流域の減災に係る取組について

令和元年度 第1回協議会

令和元年5月30日

高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

益田市、島根県、松江地方気象台、 国土交通省中国地方整備局 (1) 平成30年度の実施状況

(2) 水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画への対応について

(3) 令和元年度の実施予定

(4) 今後のスケジュール

(1) 平成30年度の実施状況

「平成30年度 高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」開催概要

87中国

浜田河川国道河川事務所

【概要】

6月1日に平成30年度協議会を開催し、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画への対応、平成29年度の実施状況報告、平成30年度の実施予定、今後のスケジュールについて協議会に諮った。その結果、協議会構成員の賛同を頂くとともに、減災に向けて各機関が協力して取り組みを推進していくことを確認した。

【決定事項】

- -「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画への対応(地域の取組方針の見直し)
- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく高津川流域の減災に係る取組の推進

【主な発言】

- ・島根県土木部長(代): 樋門の無動力化について具体的な数字(例えば、サイズなど)で教えていただきたい。
- ・事務局:2m四方の大きさまでが対象と考える。
- ・浜田河川国道事務所長:中学校で実施する防災体験 学習の内容を教えていただきたい。
- ・益田市:具体の取組内容は今から検討する。
- ・益田市長:危機管理型水位計の観測方法と死活監視について教えていただきたい。
- ・事務局:設置水位以上になると10分毎に計測する。死活監視とは、一定の時間間隔でデータ送信し、動作確認することである。

開催日: 平成30年6月1日(金)

場所:益田市民学習センター 202会議室

参加機関:益田市、島根県、松江地方気象台、浜田河川国道事務所



平成30年度高津川水系減災対策協議会の状況

■小中学校などと連携した高津川水系の洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の普及・充実

○吉田小学校において、防災に関する出前講座を行った。









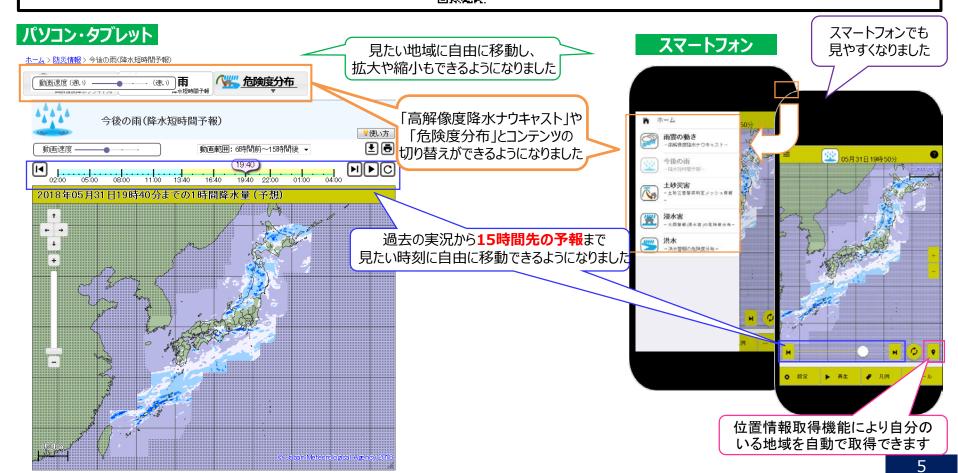


〇防災気象情報の改善(平成30年度実施)

気象庁ホームページ「今後の雨」

「解析雨量・降水短時間予報」ページを**「今後の雨(降水短時間予報)」**ページにリニューアルしました。

URL : https://www.jma.go.jp/jp/kaikotan/



- ■水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練等と合わせて水防専門家を講師とした講 習会を実施
 - ○島根県建設技術センターにおいて、防災研修会を行った。

防災研修会の実施(島根県・松江地方気象台)

新聞広報(考える県政)による情報発信(島根県)





平成30年5月25日(金)13:15~16:15 時 В

場 所 島根県建設技術センター 2階研修室

内 容 水防法の概要(河川課)

平成30年度島根県水防計画(河川課)

島根県の気象と防災気象情報の利活用(松江地方気象台)

(LENDRICK-C

0852-22-5529

0852-22-6261

■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく八ザードマップを作成し、 洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配付

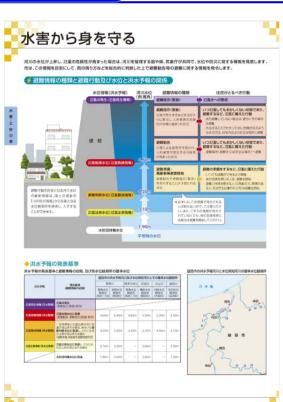
この度、更新したハザードマップは、各種災害(洪水・土砂災害・地震・津波)に対する備え対処方法等の 災害時に役立つ情報をまとめた防災ガイドと、各種災害が発生した場合における危険箇所等をまとめたハ ザードマップとして構成されています。

益田市防災八ザードマップ(防災ガイド&マップ)

- ・平成31年3月完成
- · 令和元年 5 月全戸配布予定



表紙



ハザードマップ (高津川最大降雨)

■小中学校などと連携した高津川(下流)水系の洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の普及・充実

防災教育:県立益田養護学校、益田中学校、吉田小学校(資料提供のみ)

防災講座:市職員、益田法人会、益田市連合婦人会、

グループホーム連絡会、吉田地区連合自治会、 安富自治会(Mランドと合同避難訓練) など

防災教育

養護学校→





防災講座

グループ → ホーム連絡会



←安富自治会 (Mランド) ■水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練等と合わせて

水防専門家を講師とした講習会を実施

○避難訓練に向けた事前学習会および避難訓練を実施した。

益田市防災訓練







参加者整列

水防訓練の様子

救助訓練の様子

- 1.日時 平成30年10月27日(土) 8:00~11:10 天候:くもり場所
- 2.場所 北仙道地区振興センター
- 3.参加者

益田市、益田広域消防本部、益田市消防団、益田警察署、中国管区警察局島根県情報通信部機動通信課、国交省、県砂防課、益田市社会福祉協議会、赤十字ボランティア、 益田管工事業センター、NTT西日本島根支部、北仙道地区自治会の皆様

計334名

- 4.訓練シナリオ協力 松江地方気象台
- 5.実施内容

大雨による土砂災害

1部訓練 情報伝達訓練、避難訓練、ボランティアセンター設営・運営訓練

2部訓練 水防訓練、救助訓練

3部訓練 炊出訓練、消火訓練、給水訓練、災害伝言サービス、避難所設営、救急法 救命救急訓練、災害パネル展示、土砂災害発生メカニズム実演、降雨体験機

■市町庁舎の水害時における対応について業務継続計画の策定

○非常用電源は災害対策本部の機能等を3日間維持できる容量を確保(電気・通信・空調)

耐水化及び非常用電源等

■耐水化の状況

耐水化のため非常用電源等を設備棟の2階へ整備



■非常用電源等の状況

自家発電機



燃料タンク



(2) 水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画への対応について

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

○国土交通省では、「水防災意識社会」の再構築に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」をとりまとめました。

緊急行動計画とは

- ○国土交通省では、平成27年の関東・東北豪雨災害、昨年8月の台風10号等による豪雨災害を受け、「水防災意識社会」再構築の取組を推進しているところ
- ○平成29年1月の、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」の答申を受け、国土交通大臣から、提言された取組についての具体的な行動計画を早急にとりまとめるよう指示
- ○国・県管理河川に<u>おいて概ね5年で実施する各種取組の方向性、進め方や国の支援等</u>について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画としてとりまとめ

緊急行動計画における主な取組

- ①水防法に基づく協議会の設置
 - ・平成30年出水期までに水防法に基づく協議会を設置
 - ・平成30年出水期までに概ね5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ
- ②水害タイムラインの作成促進
 - ・<u>国管理河川は作成目標を大幅に前倒し</u>、<u>本年6月上旬までに作成が完了</u>
 - ・都道府県管理河川は協議会を活用し、対象市町村で平成33年度までに作成
- ③要配慮者理用施設における避難体制構築への支援
 - ・平成29年度中で関係機関が連携して全国3地域(岩手県、岡山県、兵庫県)のモデル 施設で避難確保計画を検討・作成し、得られた知見を、協議会を通じて共有
 - ・ 平成33年度までに対象の要配慮者理用施設で避難確保計画の作成。避難訓練の実施

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保:避難確保計画の作成を進めると ともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン:多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供:ダムや堤防等の施設の効果や機能、 避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進:防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者 等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化:地区防災計画等の作成促進、地域の防災リー ダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保:マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消:ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、 土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策:決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計:災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保:代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤 等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ:災害時に画像・映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(3)被害軽減の取組

①水防体制に関する事項

・重要水防箇所の共同点検:毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機 材等について河川管理者と水防活

動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検

・水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

②多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達:各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源 等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施 状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善:国管理河川における長期間、浸水が継続する 地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化:下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備:国管理河川において、洪水氾濫を未然に 防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策:人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・ 遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策:樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策:堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保:ダム再生を推進、ダム下流河道 の改修、十砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保:インフラ・ライフラインへの著しい被害を 防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進:事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化: 大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上

地域の取組方針

○協議会規約改正(法定化)とあわせ、既存の取組方針の見直しを行うものである。

平成27年12月11日、関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

※江の川水系(下流)では、平成28年7月4日に協議会を設立、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく江の川(下流)流域の減災に係る取組方針を平成28年10月11日に策定し、関係者が協力して減災に努めているところ



平成29年6月20日、「水防災意識社会」の再構築に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」をとりまとめた



「地域の取組方針」は、新たに策定するものではなく、既存の内容確認・見直しを行うもの



「地域の取組方針」をとりまとめ、関係者が協力して実施予定。

(3) 令和元年度の実施予定

①多機関連携型タイムラインの検討

タイムラインとは、住民の命を守る、さらに経済被害を最小化することを目的に、「いつ」、「何を」、「誰が」の3つの要素を、防災に係わる組織が連携し、災害に対するそれぞれの役割や対応行動を定めたもの

タイムラインを構成する3つの要素

「いつ」 ⇒ 行動時刻:主な災害の発生時点から逆算した時間帯

(例えば、台風を対象に、上陸する時間から逆算)

「何を」 ⇒ 防災行動:事前に伴う防災行動内容(予め調整し決める)

「誰が」 ⇒ 防災機関や組織または住民(個人)

タイムラインの効果

- ●防災対応の漏れ・抜け・落ちの防止
- ●先を見越した早めの行動が可能
- ●防災関係機関の相互の役割の明確化
- ●顔の見える関係を作る事が出来る
- ●ふりかえりを行う事が出来る

「避難勧告着目型タイムライン」との違いは次ページ

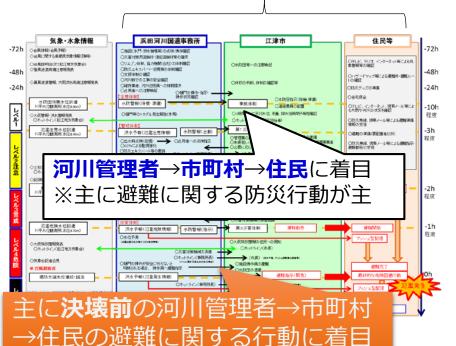


①の補足:避難勧告着目型タイムラインと多機関連携型タイムラインの違い

避難勧告着目型タイムライン

市町村が定めた避難勧告発令等の発 令判断基準等を踏まえて、河川管理 者、市町村、住民が行う避難に関す る防災行動を整理した**避難勧告着目 型タイムライン**

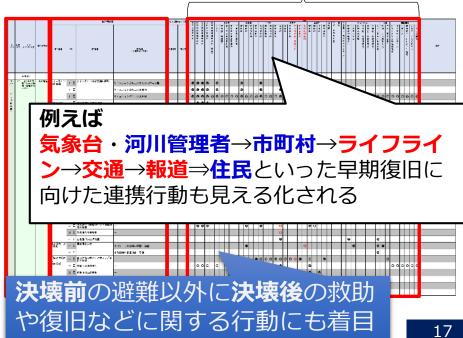
河川管理者、市町村、住民



多機関連携型タイムライン

河川管理者、市町村だけでなく、公 共交通事業者やライフライン、マス コミ等の多様な関係機関が連携して、 地域ブロック単位に防災行動を整理 した**多機関連携型タイムライン**

河川管理者、市町村、住民、公共交通事業者、ライフライン、自衛隊、消防、・・マスコミ等



②防災教育の促進(減災に係る取組支援ツールの検討)

防災教育用資料の検討

目的:教育関係者と連携した防災教育の促進・強化

- ①防災教育資料、指導計画の作成
- ②実授業のフォローアップ

指導計画とは

わかりやすい授業の流れやポイントを整理した計画

社会「自然災害を防ぐ」の授業の流れ

- ①水害が起きている地区を見てみよう
- ②被害があったところの地図と写真をみてみよう
- ③どうして安全にくらせているのかな?
- ④国や地域では水害から人々を守るために、どのような取り組みが行われているだろう
- ⑤水害から身を守るために地域の住民は何ができるのだろう
- ⑥まとめ

水害のときはどうなる?



教員が防災の 授業で活用で きる防災教育 資料を提供



個人向け防災計画作成支援ツールの検討

目的:住民が主体的な行動をとるため防災計画支援

①マイハザードマップ&マイタイムラインガイド

②洪水被害映像(ショートムービー)

マイハザードマップとは

危険箇所をマップに記入し、 安全に避難するルートを示し た図(自分のためのマップ)





マイタイムラインとは

自分でいつどのような行動 をとるかを示した図 (自分のための行動計画)





②の補足:緊急行動計画における防災教育の位置づけ

緊急行動計画への防災教育の位置付け

🤐 国土交通省

大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について

~社会意識の変革による「水防災意識社会の再構築に向けて~(平成27年12月 答申) 抜粋

- 5. 速やかに検討に着手し、早期に実現を図るべき対策
- (1)円滑かつ迅速な避難の実現
- (2)的確な水防活動の推進
- (3)水害リスクを踏まえた土地利用の推進
- (4)「危機管理型ハード対策」とソフト対策の一体的・計画的な推進
- (5)技術研究開発の推進

中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について(平成29年1月 答申) 抜粋

- 6.2 実施すべき対策
- 6.2.1 関係機関が連携したハード・ソフト対策の一体的な推進
- 6.2.2 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保
- 6.2.3 河川管理施設の効果の確実な発現
- 6.2.4 関係機関と連携した適切な土地利用の促進
- 6.2.5 重点化・効率化による治水対策の促進
- 6.2.6 災害復旧、水防活動等に対する地方公共団体への支援

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(平成29年6月) 抜粋

- (2)円滑かつ迅速な避難のための取組
- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

③円滑かつ迅速な避難に資する

防災教育の促進



緊急行動計画における防災教育の取組

🥝 国土交通省

○大規模氾濫減災協議会において、防災教育に関する支援を 実施する小中学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計 画(わかりやすい授業の流れやポイントを整理した計画)の作 成支援等に着手。

※1協議会で1学校以上で実施

○平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画等を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有する予定。



豆の国市立長国南小学校における授業の様子

スケジュール				国管理河川 国·都道府県管理河川共通		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
28校において指導計 画の作成支援を先行 して実施 学習指導要値改訂 平成29年3月31日	大規模犯監滅災協議会において、防災教育に関する 支援委実施する学校を教育関係者客と連携して決定 、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計 商を作成できるよう支援 国の支援により作成された指導計画を都進府集管理 河川を名な協議会に関連する市町村の全ての学校に 共有		引き続き防災教育の実施を支援			
				(高峰3番3日)	日に改訂された	
	(平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の周知・敬應・移行期間)			新学習指導要領の全面実施)		

住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生やこじ ⇒水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画 (住民自らリスクを察知し主体的に避難する取組等)



小学校学習指導要領等の改訂について

◎ 国土交通省

改訂の経緯と今後のスケジュール

平成29年3月 新学習指導要領の公示 平成32年度 小学校全面実施予定 地域で起こりうる災害を想定 自分たちにできることを考えさせる

小学校学習指導要領等の改訂のポイント

自然災害に関する内容が充実(「」書きは学習指導要領より抜粋)

(小学校社会)

- ・「地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害のなどの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げる」
- ・「県庁や<u>市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保</u>などの動き、自衛隊など の国の関係機関との関わりを取り上げること」
- ・「<u>地域で起こり得る災害を想定</u>し、日頃から必要な備えをするなど、<u>自分たちにできることなどを考えたり選択・判断</u>したりできるよう配慮すること」
- ・「天気、川、土地などの指導にあたっては、<u>災害に関する基礎的な理解</u>が図られるようにすること」

河川教育に関連する単元の改訂

・小学校理科第4学年に新単元「雨水の行方と地面の様子」が追加

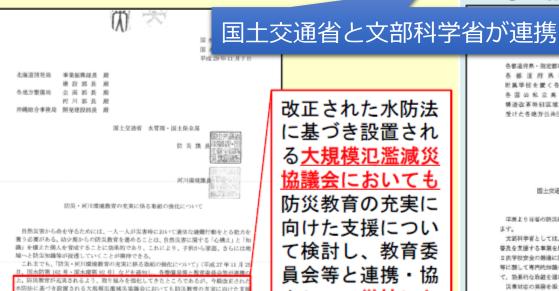
「主体的・対話的で深い学び」の実現やカリキュラム・マネジメントの確立

・「主体的・対話的で深い学び」の実現(アクティブラーニングの視点)や教科等横断的な学習の充実などが盛り込まれた。

②の補足:国土交通省と文部科学省が連携 防災教育の取組強化

- ○国土交通省と文部科学省が連携し、各地方整備局等及び教育委員会等に対し、大規模氾濫減災 協議会においても防災教育の充実に向けた取組強化が図られるよう通知文を発出。
- 国土交通省水管理・国土保全局防災課長及び河川環境課長から 北海道開発局、各地方整備局、沖縄総合事務局へ通知 【国水防第173号、国水環第57号 平成29年11月7日】
- 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から 各都道府県・指定都市教育委員会等へ通知(県教育委員会等か ら域内の市区町村教育委員会等にも周知) 【29初健食第31号 平成29年11月7日】

条件第31号 第11月7日



交通省)において、防災教育の促進に関する今後の進め方及び数値目標等が示されてお り、その連成に向けて教育委員会・学校等の意向や実情を十分に踏まえながら取組を推進

また、取り組みに際しては、「命を守る」という組点に促棄し、保害の危険が迫っている段 階において必要なのは、緊急的な連維行動であることについて正確な理解が進むよう工夫さ

なお、助員教育に関連して、文部科学省上り各部諸府県・総合都市教育委員会等に対し

本通知については、都運府県及び設合指定都市へも参考に送付されたい、

別談(参考)のとおり通知していることを申し添える。

されたい

改正された水防法 に基づき設置され る大規模氾濫減災 協議会においても 防災教育の充実に 向けた支援につい て検討し、教育委 員会等と連携・協 力して、学校にお ける防災教育が充 実されるよう取り 組みを強化された

各都道府県、樹定都市教育委員会防災教育主管課長 各都道府民私立学校主管误员 各国公私立高等等門學校报当課長 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の学校設置会社相当課長

文部科学者初等中等教育局健康教育。食育課長

国土交通省等と連携した防災教育の政権について (通知)

普及を支援する事業を展開しているところですが、併せて、本年3月に開業決定した第 2次学校安全の措施に関する計画においては、「学校及び学校設置者は、地域の自然条件 等に関して専門的が議を有し、活動を行っている関係機関・団体や民間事業者と連携し て、効果的な取組を進めていくことが必要である」としているところです。

災害対応の実務を狙う国土空通省では、本年6月に「「水助災常識社会」の再構築に向 羅強化することとしております。 各学校において防災教育に取り組む機に、当該支援を

校等に対する支援の申出があった場合には、地域の実情や学校、教養の勤務の実施なる

都達所鼎・指定都市教育委員会防災教育主管課においては、城内の市区町村教育委員

全国の大規模氾濫 減災対策協議会等 から、協議会等へ の参画の要請や各 学校等に対する支 援の申出があった 場合には、地域の 実情や学校、教員 の勤務の実態など を踏まえつつ、対 応を検討するなど 防災教育の充実 に向けて取り組ん でいただくようお 願いします。

③洪水予警報の発表形式の見直しについて

警戒レベルの追記について

平成30年7月豪雨における甚大な被害を受け、中央防災会議「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告書で「様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促すこと」が示されました。

警戒レベル

(洪水・土砂災害) 警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報
警戒レベル5	命を守るための最善の行動	災害の発生情報
警戒レベル4	立退き避難等	避難勧告、避難指示(緊急)
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難、その他の 者は立退き避難準備等	避難準備·高齡者等避難開 始
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認 する	注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める	警報級の可能性**

http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/dai3kai/siryo5.pdf

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号 洪水警報(免表) 令和00年0月0日00時00分 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報[洪水]】〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、 氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇町)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難

勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。○○町では。○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。 今後次第に弱まるでしょう。

流域 00日00時00分~00日00時00分		00日00時00分~00日00時00分		
までの流域平均雨量		までの流域平均雨量の見込み		
〇〇川流域	000ミリ	00 E U		

(水位)

高津川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

	水位危険度	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
観測所名	水位(m)	访団 氾 :機 注			濫険
	00日00時00分の状況 XXX. X 1 00日01時00分の予測 XXX. X				
	00日02時00分の予測 XXX. X 00日03時00分の予測 XXX. X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

④排水計画 (案) の検討

- ●排水計画(案)の検討イメージ
- ▶氾濫特性等の把握
 浸水深や浸水継続時間・重要施設等の把握、ポンプ車等の
 配置検討に必要となる箇所の整理
 等
- ▶ 排水施設(排水ポンプ車が中心になると想定)等の配置検討 ルート検討、設置場所、待機箇所、留意事項等の検討 等
- ➤ その他必要事項

⑤民間企業における水害対応版BCP策定を推進するための情報提供

- ●水害対応版BCPの検討イメージ
- ➤水害に関する情報提供 民間企業がBCPを策定する際に参考となる情報を提供する (浸水深や浸水継続時間等)

⑥要配慮者利用施設における避難確保計画作成に対する支援策

計画作成の手引きの充実

- H29水防法改正を踏まえ、ひな方等を備えた手引きを作成
- 災害種別毎に別々に作成されていた手引きを統合(H31)
- 多様な種別の施設が利用者の属性等に適した計画を作成できるよう様々な施設における計画作成の課題を抽出(H31)







実効性の高い計画作成の支援

● 計画点検用マニュアルを作成

厚生労働省と連携し、施設を所管する 自治体が水防法・土砂災害防止法の観 点から避難確保計画を点検できるよう点 検用マニュアルを作成

点検用マニュアル

計画作成の事例集を作成

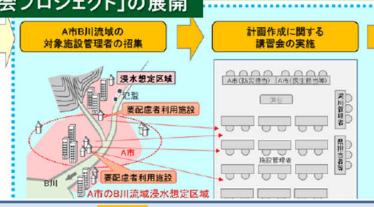
関係行政機関と施設職員 等が水害リスク情報を共有 し、実効性のある避難確保 計画を連携して作成する取 組をモデル地域で実施し、 事例集としてその知見を全 国に展開



効果的・効率的な計画作成に向けた「講習会プロジェクト」の展開

市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施。その後各施設の管理者に計画を提出してもらうことで、効果的・効率的な計画作成を推進。

A市にて企画を立案



(講習会後) 避難確保計画の提出

A市(防災担当)
提出

(C老人ホーム

回報 (日本)

の病院

連注 (日本)

の病院

を対権圏

F保護施設

- H29
 - 三重県津市において試行的に実施
 - 講習会の企画調整・運営に係るマニュアルを作成

H30 ➤ 全国12市町(※)で先行的取組として展開

※北海道帯広市、青森県五所川原市、岩手県花巻市、秋田県館代市、秋田県由利本荘市、埼玉県川越市 新潟県新発田市、岐阜県安八町、和歌山県紀の川市、岡山県岡山市、香川県三豊市、宮崎県延岡市 (4)今後のスケジュール

今後のスケジュール(案) (令和2年度協議会開催まで)

令和元年5月31日 令和元年度協議会

緊急行動計画を踏まえた取組内容(実施方針) の変更、平成30年度の取組状況(フォロー アップ)、令和元年度の取組確認 等

令和元年 7月頃 令和元年度幹事会

未実施または取組の滞っている施策について ニーズを把握する。優先して解決策の検討を行 うテーマを設定し、担当者会議にて協議を行う。

令和元年 7月頃 担当者会議

令和元年10月頃 担当者会議

令和元年12月頃 担当者会議

幹事会で設定したテーマ別に役割分担やスケ ジュールについて合意形成を図る

(テーマ例)

- ・タイムライン
- 防災教育の促進
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画
- 排水計画

. . .

· 水害対応版BCP

等

令和2年2月~4月 令和2年度幹事会

令和元年度の取組状況、令和2年度の取組確認、 調整事項等

令和2年5月~6月 令和2年度協議会

令和元年度の取組状況、令和2年度の取組確認、 調整事項等